

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県医療法人担当課（室） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の書類に係る閲覧等の手続のデジタル化について

平素より、医療法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年末、デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。）」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われました。

こうした点検、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、医療法人の書類に係る閲覧又は謄写の交付に関し、下記のとおり示すこととしたので、内容をご了知いただき、医療法人の手続のデジタル化が促進されるよう、貴管下の医療法人に周知のほどお願い申し上げます。

記

医療法人にかかる次の書類について、社員等からメール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の請求があった場合であって、医療法人の業務上の支障等に照らして対応可能な場合には、その方法によることが望ましいこと。

- ・ 社員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社団たる医療法人の社員総会の議事録（医療法（昭和23年法律第205号）第46条の3の6）
- ・ 評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う財団たる医療法人の評議員会の議事録（医療法第46条の4の7）
- ・ 社員、評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う医療法人の理事会の議事録（医療法第46条の7の2第1項）
- ・ 社会医療法人債権者等が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社会医療法人債権者集会の議事録等（医療法第54条の7）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第58条の3第2項）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第59条の2）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療

法第 60 条の 4 第 2 項)

- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 61 条の 3）

（照会先）

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係
（直通）03-3595-2274